

**平成24年10月1日以降の一部負担金等
免除証明書の取扱いについて（第18報）**

平成24年10月1日以降の免除証明書の取扱い

保険医療機関等においては、被災被保険者等が加入している医療保険の種類等にかかわらず、有効期限が切れていない免除証明書を提示した被災被保険者等についてのみ、一部負担金の支払いを免除する取扱いとなります。

平成24年10月1日以降、有効期限が切れた免除証明書は無効なものとして取扱うこととなりますのでご注意願います。